

社会福祉法人足利市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人足利市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程を適用する役員等とは次のものをいう。

- (1) 社会福祉法人足利市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第18条第1項に定める役員のうち会長及び常務理事
- (2) 会長及び常務理事以外の役員及び定款第6条に定める評議員
- (3) 定款第7条第2項に定める評議員選任・解任委員会委員（ただし、職員を除く。）
- (4) 社会福祉法人足利市社会福祉協議会の行う事業における苦情解決に関する規程第4条に定める第三者委員（以下「第三者委員」という。）

(報酬等の支給及び額の決定)

第3条 役員等には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 会長の報酬は月額、常務理事の報酬は年額とし、別表第1に定める額とする。
- 3 常務理事には賞与を支給することができる。
- 4 会長及び常務理事以外の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員、第三者委員に対する報酬は日額とし、別表第2に定める額とする。
- 5 前項にかかわらず、行政機関代表、市議会代表、市立小中学校長会代表から選出された役員等は、報酬を支給しない。
- 6 職員を兼務する役員及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する者が役員を兼務する場合は、報酬等を支給しない。

(常務理事の勤務条件並びに通勤手当及び期末手当)

第4条 常務理事の勤務日数、勤務時間その他の勤務条件は、社会福祉法人足利市社会福祉協議会嘱託職員等の任用要綱（就業規則）（以下「任用要綱」という。）に準ずるものとする。

- 2 通勤のために、交通機関又は自転車その他の交通用具を使用する常務理事には、任用要綱の適用を受ける職員の例により、通勤手当を支給する。

3 第3条第3項の規定により期末手当を支給する場合は、任用要綱の適用を受ける職員の例による。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長及び常務理事に対する報酬等の支給日は、毎月20日とする。ただし、支給日が日曜日、休日及び土曜日にあたる場合は、社会福祉法人足利市社会福祉協議会職員給与規程第4条の規定に準じてその前日に繰り上げて支給する。

2 会長及び常務理事以外の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員、第三者委員に対する報酬は、理事会、評議員会、監査、評議員選任・解任委員会、第三者委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等については、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費)

第6条 役員等が出張する場合は、社会福祉法人足利市社会福祉協議会役職員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

平成20年施行の社会福祉法人足利市社会福祉協議会会長報酬等規程及び平成58年4月1日施行の社会福祉法人足利市社会福祉協議会常務理事給与規程は廃止する。

附 則 (平成29年9月26日一部改正)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日一部改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和2年3月27日 一部改正）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条第2項関係）

役職名	報酬の額	備考
会長	月額 50,000円	
常務理事	年額 4,000,000円以内	月額 任用要綱別表3 嘱託給職員給料表（行政事務経験者給料表）91号給又は55号給

別表第2（第3条第3項関係）

役職名	報酬の額
理事	日額 1,547円
監事	日額 1,547円
評議員	日額 1,547円
評議員選任・解任委員会委員	日額 1,547円
第三者委員	日額 1,547円